

災害救助法の見直しを求める要望意見書

北海道で観測史上初めて最大震度7を記録し、災害関連死を含め44人が犠牲になった北海道胆振東部地震では、強烈な揺れが多数の家屋を損壊させ、大規模な土砂崩れによる被害を生み、道内ほぼ全域が停電するブラックアウトが2日間続くという全国で初めての未曾有の事態を引き起こしました。

震源近くに位置し、大きな被害を出した厚真、むかわ、安平の3町（以下、「被災3町」）では、約200世帯が応急仮設住宅で暮らしています。自宅が全壊し、家財道具を失った人も少なくありません。被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要になっています。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に寝具、日用品、炊事用具・食器などの給与があるものの家電製品は対象外となっています。そのため、道は被災3町の要求を受けて、被災3町が洗濯機、冷蔵庫、テレビの生活家電3品を貸与するための購入経費に100%補助する生活家電応急貸与事業費補助金事業を創設し、被災3町の仮設住宅入居264世帯に対し、計623台が貸与されました。

避難生活の中では、体調を崩す人も少なくありません。これまでに持病のある被災者が移り住んだ仮設住宅で亡くなる痛ましい事態もありました。被災世帯が安心して生活ができる環境づくり、応急仮設の住環境の改善を進めることが大切ですが、今では洗濯機、冷蔵庫、テレビは生活必需品と言えます。

よって、国においては、洗濯機、冷蔵庫、テレビの生活家電3品を災害救助法の給与対象として見直すよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

北海道余市郡余市町議会議長 中井 寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣